

陳情第207号	受理年月日	令和6年9月24日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	住宅扶助基準見直しの意見書提出を求める陳情について	
<p>要 旨</p> <p>本市の生活保護の住宅扶助基準額は、2015（平成27）年の改定で、例えば単身者の場合、それまでの月額31,500円から現在の29,000円に引き下げられた。その結果、本市は政令市でありながら、県内では市町村も含めた自治体の中で最下位になった。引下げ以前でも、この基準以下で良好な物件を見つけることは容易ではなく、狭小なものや日照不良であるもの、非常に古く耐震・耐火等の安全性に問題がある物件が多い状況であった。また、高台など交通の便の悪いところが多いとも指摘されてきた。</p> <p>そのような物件でも、当時、賃料のほかに管理費等の名目で2～3千円程度の追加的負担を求められることが通例であったが、住宅扶助基準額が引き下げられた後は、生活保護利用者向けの場合には、家賃額を29,000円に変更して、その引下げ前後の差額である2,500円程度を管理費や共益費等に上乗せ徴収することが多く見られるようになった。</p> <p>住宅の管理費や共益費は住宅扶助では給付されないため、生活保護利用者は、それだけでなくとも少ない生活費を削ってこれを支払わざるを得ず、実質的にはその分の生活扶助基準額が引き下げられたと同様の状況になっている。</p> <p>これは憲法25条や生活保護法がうたう「健康で文化的な最低限度の生活」保障にも反する状況と言わざるを得ない。</p> <p>については、このような状況を改善するために、本市生活保護の住宅扶助基準額を2015年の改定以前の水準（単身者で31,500円）に戻すよう、国（厚生労働省及び総務省）に対して、意見書を提出するよう陳情する。</p>		